

令和2年1月31日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 川田 高寛
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和元年12月分)について

令和元年12月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和元年12月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 令和元年12月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが39件、平成30年度が21件、平成29年度が11件、平成28年度が6件、平成27年度が1件、平成26年度以前が47件、合計125件(市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた18件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な107件について、一覧で事象をお示ししています。

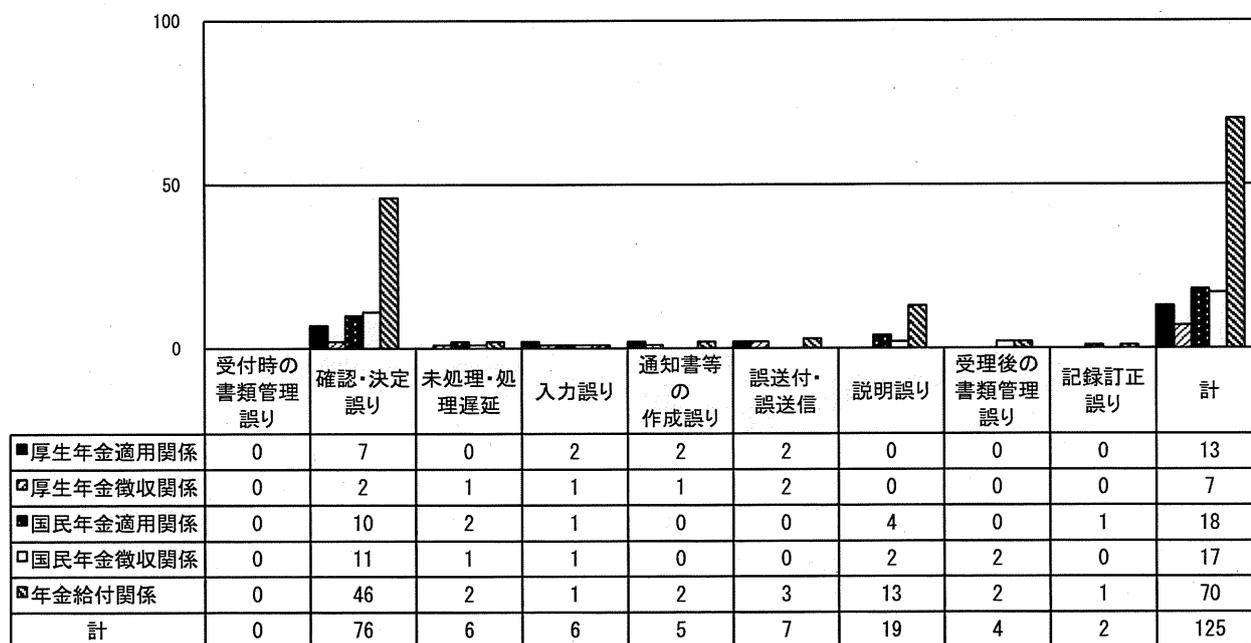
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計	
件数	36(2)	4(1)	1	2	1(1)	0	0	3	1	6(1)	11(5)	21(8)	39(14)	125(32)
割合	28.8%	3.2%	0.8%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%	2.4%	0.8%	4.8%	8.8%	16.8%	31.2%	100.0%

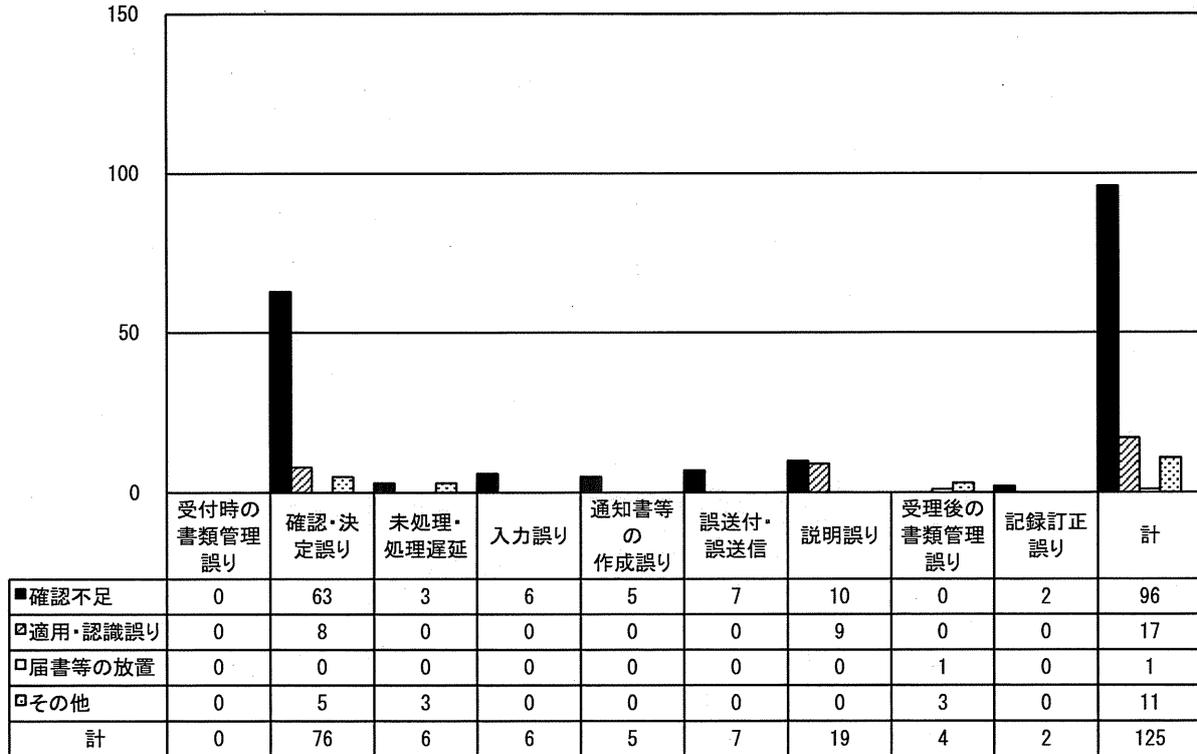
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

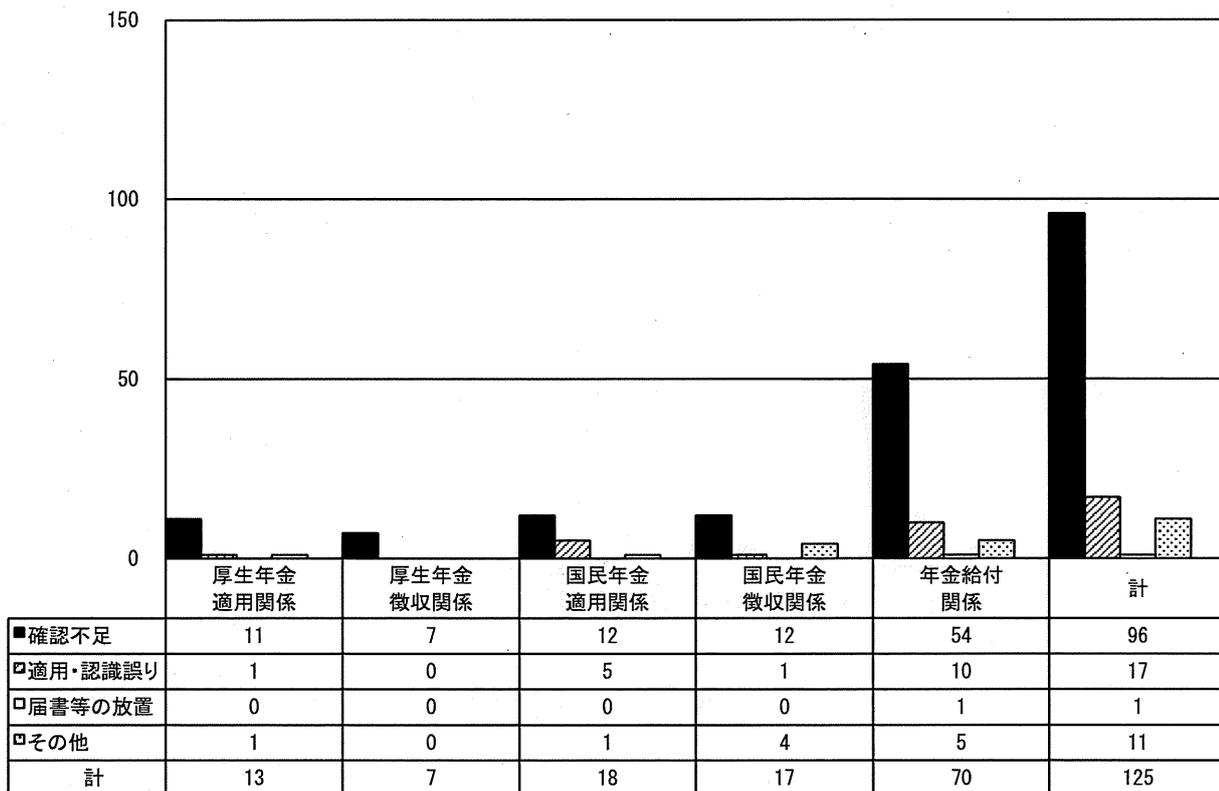
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



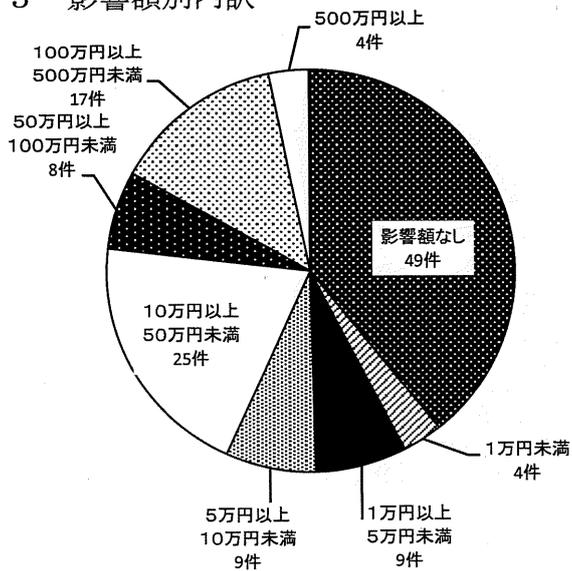
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

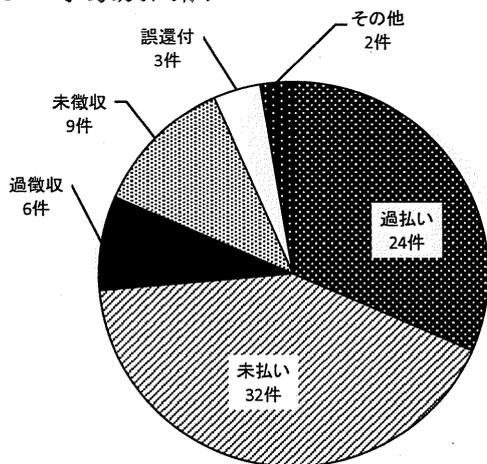


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		10	4	11	12	12	49
1万円未満		0	1	0	2	1	4
1万円以上 5万円未満		0	0	1	0	8	9
5万円以上 10万円未満		0	0	1	2	6	9
10万円以上 50万円未満		0	1	4	1	19	25
50万円以上 100万円未満		0	0	1	0	7	8
100万円以上 500万円未満		2	1	0	0	14	17
500万円以上		1	0	0	0	3	4
計		13	7	18	17	70	125

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	24件	18,396,934	766,538
未払い	32件	56,281,570	1,758,799
過徴収	6件	10,150,780	1,691,796
未徴収	9件	4,440,056	493,339
誤還付	3件	347,990	115,996
その他	2件	1,478,357	739,178
計	76件	91,095,687	1,198,627

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払い	1件	1,423,001円
過払いと過徴収	1件	55,356円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	60件	48.0%
外部	65件	52.0%
計	125件	100.0%

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対処を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和2年1月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	49件	1,876万円	105,385件	606.3億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	820件	2.1億円	2,332件	6.0億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	3件	498万円	1,586件	12.8億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	85万円	160件	2,888万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	1件	74万円	93件	745万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	2件	341万円	8件	4,097万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	0件	0円	178件	4,182万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	239件	3,817万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	2件	645万円	18件	2,014万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	1件	1万円	1,428件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	0件	0円	17件	456万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	272件	3.0億円	1,762件	14.2億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	66件	272万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	21件	4,401万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	28件	1,851万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	0件	0円	35件	3.0億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	417件	7,590万円	22,374件	13.9億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	23件	7,012万円	568件	6.9億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	4件	2,488万円	290件	11.5億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	2,841件	7,329万円	73,351件	13.7億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	20件	4,240万円	67件	1.1億円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

○日本年金機構の令和元年12月分の事務処理誤り一覧(1～16ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～13
2. 厚生年金徴収関係	3P	整理番号 14～18
3. 国民年金適用関係	4P	整理番号 19～32
4. 国民年金徴収関係	6P	整理番号 33～47
5. 年金給付関係	8P	整理番号 48～107

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(17～19ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年 5月9日	2019年 12月11日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
2			東京	東京広域事務センター	2018年 7月2日	2018年 8月29日		2名	なし	0
3			千葉	千葉	2019年 10月17日	2019年 11月26日		1事業所	なし	0
4	資格取得届の誤り	入力誤り	秋田	秋田	2019年 11月7日	2019年 11月14日	○事業所から問合せがあり、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号を誤って入力したため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い保険証を正しい事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
5			東京	東京広域事務センター	2019年 4月頃	2019年 10月15日		1事業所	過徴収	7,096,210
6	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2019年 9月頃	2019年 9月25日	○お客様から問合せがあり、委託業者において資格喪失届における保険証返納状況の確認が不足し、保険証回収記録を入力しなかったため、不要な「健康保険被保険者証の無効のお知らせ」が発送されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対して資格喪失届における保険証返納状況の確認を徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
7			北海道	事務センター	2018年 8月20日	2019年 7月2日		1事業所	未徴収	2,198,462
8	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	群馬	渋川	2016年 10月19日	2019年 11月8日	○内部点検により、二以上事業所勤務者の70歳以上被用者不該当届を処理する際に確認が不足し、処理方法を誤ったため、年金の調整が正しく行われず、年金の未払い及び過払いがあることが判明しました。 ●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いについては正しい年金が支払われたことを確認し、過払いについては返納の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者の70歳以上被用者不該当届にかかる事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	3名	その他	1,423,001

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	兵庫	2018年 10月1日	2019年 4月9日	○社会保険労務士から問合せがあり、適用事業所所在地変更届を処理する際の確認が不足し、別の社会保険労務士を代理人として処理したため、受託事業所一覧が別の社会保険労務士に送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明し、誤って送付した受託事業所一覧を回収し、訂正処理を行い、受託事業所一覧を本来の社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、適用事業所所在地変更届(管轄外)における社会保険労務士の確認を徹底するよう周知しました。	2社会保険 労務士	なし	0
10	厚生年金適用関係届通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	福岡	直方	2019年 4月15日	2019年 6月12日	○お客様から問合せがあり、健康保険被保険者資格証明書の資格取得年月日の確認が不足し、誤った資格取得年月日を記載し交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい健康保険被保険者資格証明書を送付しました。 ●担当部署において、健康保険被保険者資格証明書の作成時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
11			兵庫	姫路	2019年 9月12日	2019年 9月13日	○事業所から問合せがあり、書類の送付書を作成する際に内容確認が不足したため、誤った内容の送付書を発送していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びしました。 ●担当部署において、送付文書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
12	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台東	2019年 10月頃	2019年 11月18日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、事業所宛の書類について宛先を誤って送付していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びしました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
13			東京	東京広域 事務センター	2019年 10月頃	2019年 10月10日	○事業所から問合せがあり、委託業者における封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の届書の控えが送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した届書の控えを回収し、正しい事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
14	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	青森	弘前	2019年 12月18日	2019年 12月19日	○内部点検により、窓口で納付書を発行する際の確認不足により、納入告知日前である保険料の納付書を作成し、保険料をお預かりしていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料はお返ししました。 ●担当部署において、納付書交付時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
15	厚生年金保険料還付請求書の誤り	入力誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2019年 10月4日	2019年 10月30日	○事業所から問合せがあり、保険料等還付請求書の還付金額の入力時の確認不足により、還付金額を誤って入力したため、還付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、未払いの還付金は還付しました。 ●担当部署において、保険料等還付請求書の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未払い	10
16	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	天満	2019年 4月22日	2019年 9月24日	○内部点検により、納付書を作成する際の事業所整理記号の確認不足により、他の事業所の事業所整理記号で納付書を作成したため、納付された保険料が他の事業所の保険料として収納されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、納付書を作成する際の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
17	厚生年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	明石	2019年 11月22日	2019年 11月28日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の書類が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した書類は回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
18	厚生年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	川崎	2014年 11月10日	2019年 4月11日	○お客様から問合せがあり、記録補正依頼対象者一覧表について、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、保険料の未還付があることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、補正処理を行い未還付の保険料については還付しました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	2,197,200

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
19	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	相模原	2019年 3月29日	2019年 9月27日	○市町村から連絡があり、市町村において、国民年金資格取得届を進達する際、基礎年金番号の確認が不足し、誤って別人の基礎年金番号を記載した資格取得届を進達していたため、国民年金加入の処理が行われなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、届書を進達する際の基礎年金番号の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
20	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台東	2015年 6月16日	2019年 9月18日	○お客様から問合せがあり、海外転出時の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、保険料を納付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
21			山形	寒河江	2016年 5月2日	2019年 11月20日	○担当部署で確認したところ、受給資格の確認不足により、受給権があるにもかかわらず誤って国民年金任意加入申出書を受付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	16,260
22			岡山	岡山東	1986年 7月頃	2019年 7月4日	○他の年金事務所から連絡があり、市町村において、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、年金記録の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
23		説明誤り	兵庫	姫路	2018年 2月27日	2019年 8月2日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認が不足し、任意加入が可能であるにもかかわらず、任意加入が出来ないと誤った案内を行ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入時の記録の確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	245,470
24			北海道	室蘭	2016年 12月21日	2019年 2月12日	○お客様から問合せがあり、海外転出の際に、任意加入の案内を漏らしていたため、任意加入することができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、納付書を送付しました。 ●担当部署において、海外転出時の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	2名	未徴収	672,720
25			鳥取	鳥取	2011年 10月12日	2019年 7月17日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
26			青森	青森	2018年 7月16日	2019年 7月2日	○お客様から問合せがあり、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
27	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	北海道	函館	2018年 6月22日	2019年 4月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認が不足し、本来、必要のない記録補正を行っていたため、納付記録が取消され、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、記録補正時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	57,640

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
28	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	千葉	松戸	2019年 3月11日	2019年 11月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得の処理をする際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金資格取得の処理をする際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
29		記録訂正誤り	山形	鶴岡	2009年 4月8日	2018年 12月12日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正の際の本人確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
30	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2019年 1月29日	2019年 11月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者資格喪失届を処理する際に、誤った資格喪失年月日を入力していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
31	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	熊本	熊本西	2019年 1月15日	2019年 7月9日	○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金被保険者種別変更届の進達を漏らしたため、種別変更の処理が行われず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	413,510
32			福島	平	2019年 9月頃	2019年 12月4日	○お客様から問合せがあり、市町村において書類の進捗管理が不足し、国民年金資格取得届の進達を漏らしたため、資格取得の処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
33	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	2019年 3月19日	2019年 4月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際の納付期限の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、追納申込書処理時の納付期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	151,600
34	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 10月15日	2019年 10月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除審査時の所得の確認が不足し、誤った年度の所得で審査を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、免除審査時の所得の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
35	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路	1990年 2月18日	2017年 3月9日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36	国民年金保険料免除期間納付申出書の誤り	説明誤り	三重	四日市	2019年 10月18日	2019年 11月5日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書の案内をする際の確認が不足し、訂正申出時に納付済みである保険料は還付できないにもかかわらず、納付済みの保険料が還付されると誤った説明を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、国民年金保険料免除期間納付申出期間訂正申出書の取扱いについて確認を徹底し、必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
37	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2019年 8月2日	2019年 10月15日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要として、返戻していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
38		入力誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2018年 6月25日	2019年 8月30日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理する際、基礎年金番号の入力を誤ったため、別人の記録で処理していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者に対し、基礎年金番号の入力処理時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
39	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2019年 8月2日	2019年 10月1日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際、基礎年金番号の確認が不足し、別人の基礎年金番号で処理していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際、基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
40	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	北海道	苫小牧	2019年 1月23日	2019年 11月19日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、付加保険料の強制加入者であったにもかかわらず、定額保険料の納付書を交付したため、付加保険料の納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、付加保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	1,200

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
41	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	高津	2008年 7月28日	2016年 2月1日	○事務センターから連絡があり、還付請求書を作成する際の年金記録の確認不足により、誤った金額の還付請求書を作成し、受付していることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
42	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2019年 10月25日	2019年 10月28日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料継続免除処理時の確認が不足し、送付対象者でないにもかかわらず、継続免除終了通知書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、継続免除処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
43			神奈川県	相模原	2019年 7月18日	2019年 9月24日	○お客様から問合せがあり、市町村において、産前産後免除該当届を進達する際、基礎年金番号の確認が不足し、別人の基礎年金番号で進達したため、誤って免除が承認された方に納付書が届かず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっている保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、届書を進達する際の基礎年金番号の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	未徴収	65,640
44			青森	八戸	2019年 1月21日	2019年 4月15日	○担当部署で確認したところ、延滞金の督促対象者の確認不足により、すでに保険料を納付している方に対して延滞金納付書を送付していたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、延滞金の督促対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	2,550
45			説明誤り	本部	相談・ サービス 推進部	2019年 11月14日	2019年 11月14日	○年金事務所から連絡があり、委託業者において、年金記録の確認が不足し、本来、必要のない手続きをするため年金事務所へ来所するよう案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう指導しました。	1名	なし
46	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	茨城	土浦	2019年 8月30日	2019年 11月29日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
47			神奈川県	事務センター	2019年 7月23日	2019年 11月5日	○市町村から連絡があり、進捗を確認したところ、市町村における書類の管理不足から、国民年金保険料学生納付特例申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対して、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
48	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	1999年 3月20日	2019年 6月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	385,324
49			新潟	三条	1993年 7月1日	2019年 3月7日		1名	未払い	123,050
50			三重	四日市	1989年 4月頃	2018年 12月19日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,293,651
51			滋賀	大津	2017年 9月14日	2019年 1月4日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足から、受給権発生日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,395,706
52			高知	高知西	1984年 4月18日	2019年 4月2日	○担当部署において確認したところ、市区町村から提供された誤った生年月日に基づいて受給要件を確認したため、本来は受給要件を満たしていないにもかかわらず誤って老齢年金が決定され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	426,612
53			高知	高知西	2017年 5月16日	2017年 10月23日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、共済組合期間と国民年金被保険者期間が重複しており本来は国民年金の被保険者期間がないことから、旧国民年金法の通算老齢年金が決定できないにもかかわらず、被保険者期間が重複したまま年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	51,698
54			大阪	枚方	1990年 3月29日	2018年 3月5日	○担当部署において確認したところ、生年月日の確認不足から、誤った生年月日にて受給要件を確認したため、受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金を決定し、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,788,040
55			香川	高松西	1984年 1月25日	2018年 11月16日	○機構本部から連絡があり、生年月日の確認不足から、誤った生年月日にて繰上げ支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,411
56		説明誤り	山形	山形	2019年 4月10日	2019年 10月15日	○お客様から問合せがあり、制度の理解不足から、長期加入者の特例に該当しないにもかかわらず、長期加入者の特例に該当し年金の定額部分の支給が行われると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、長期加入者の特例の要件を再確認しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	大阪	城東	2017年 3月29日	2019年 1月28日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、年金相談センターにおいて老齢基礎年金を繰上げ受給中の方に対し老齢厚生年金の繰下げ請求を説明する際、特別支給の老齢厚生年金が未請求となっていることから、請求するよう説明すべきところしなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●年金相談センターにおいて、年金相談時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	32,400
58	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	新潟	六日町	2008年 12月4日	2019年 7月1日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害年金の受給権発生のため法定免除となる国民年金被保険者期間について、追納の申込を行わないまま国民年金保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い老齢基礎年金を支給していたため、年金が過払いとなるとともに国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	55,356
59			新潟	六日町	1983年 4月13日	2019年 5月10日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で旧国民年金法の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	79,156
60			新潟	六日町	1991年 3月27日	2019年 7月30日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	14,458
61			大阪	枚方	1994年 7月28日	2019年 3月13日		1名	過払い	18,638
62			香川	高松西	1994年 5月19日	2018年 11月21日		1名	過払い	122,959
63			北海道	旭川	2009年 6月1日	2019年 8月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で旧国民年金法の通算老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	186,298
64			大阪	枚方	1996年 4月11日	2018年 5月14日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	133,541
65			大阪	枚方	1990年 2月8日	2018年 5月14日		1名	過払い	452,070
66			大阪	枚方	2005年 8月18日	2019年 2月28日		1名	過払い	2,957,644

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
67	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	1980年 5月1日	2017年 7月6日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に一部の厚生年金被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	103,026
68			新潟	六日町	2014年 6月18日	2019年 7月23日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害年金の受給権発生により法定免除となる国民年金被保険者期間について、追納の申込を行わないまま保険料の納付があった場合は、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間と扱い老齢基礎年金を決定したため、国民年金保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。なお、老齢基礎年金は支給停止中であつたため、過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	166,460
69			新潟	六日町	2006年 8月24日	2019年 6月20日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。なお、老齢基礎年金は支給停止中であつたため、過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	672,100
70			茨城	日立	2005年 2月16日	2019年 3月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金額計算の対象として扱うべき厚生年金被保険者期間について、誤って合算対象期間として登録し老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,468,183
71			神奈川	相模原	1999年 3月25日	2019年 4月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	561,743
72			三重	四日市	2014年 8月13日	2017年 6月13日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金決定時に標準報酬月額 の登録を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	93,023
73	老齢年金の繰上げの 誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎	2019年 4月24日	2019年 7月25日	○共済組合から連絡があり、繰上げ制度の理解不足から、障害者特例に該当するため、老齢基礎年金の全部繰上げ請求ができず一部繰上げ請求を行う必要がある方に対し、誤って全部繰上げ請求の老齢基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、繰上げ制度について再確認しました。	1名	過払い	42,058
74			説明誤り	大阪	天満	2018年 1月30日	2018年 10月10日	○お客様から問合せがあり、老齢年金の繰上げ請求を希望している方に対し、繰上げ請求書の提出を案内すべきところ案内しなかったため、繰上げ請求が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時にはお客様の繰上げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
75	老齢年金の繰下げの誤り	説明誤り	広島	広島東	2019年 9月18日	2019年 10月28日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、障害年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ請求の相談を行う際は年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
76			千葉	幕張	2018年 1月17日	2018年 7月6日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、委託社会保険労務士が70歳から老齢基礎年金の繰下げ請求を希望している方に対し、70歳到達前に老齢年金請求書の提出を案内し受付したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	231,124
77	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	徳島	徳島南	1991年 3月24日	2019年 8月8日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、共済組合において短期要件の遺族共済年金を決定しているため、長期要件の遺族厚生年金を決定することはできないにもかかわらず、長期要件の遺族厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	47,774
78	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害年金センター	2019年 6月6日	2019年 7月9日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書審査時の確認不足から、認定日請求による障害基礎年金を決定すべきところ、事後重症請求による障害基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	584,474
79			愛知	名古屋広域事務センター	2018年 9月19日	2019年 11月5日	○市区町村から連絡があり、所得状況届が提出済みであり所得の確認ができていないため、障害基礎年金の支払いを行うべき方に対し、確認不足から年金の支払を保留のままとしていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、所得状況届の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	909,580
80			愛知	名古屋広域事務センター	2018年 9月10日	2019年 6月18日	○機構本部から連絡があり、診断書が未提出のため障害基礎年金が差止となっている方から診断書の提出があったため差止解除を行う際、差止解除処理時の確認不足から、差止の解除時期を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、差止解除処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,404,172
81			山形	米沢	1981年 11月19日	2015年 6月17日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、障害年金決定時に厚生年金被保険者期間を誤って登録したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	98,385

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
82	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	京都	京都南	2019年 10月3日	2019年 11月15日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、振込不能となった年金の再振込についての手続きを速やかに行わなかったため、年金の再振込時期が年金相談時にご説明した時期より遅くなっていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、振込不能となった年金の再振込についての事務処理手順を再確認しました。</p>	1名	なし	0
83	加給年金の誤り	確認・決定誤り	福島	白河	2019年 5月29日	2019年 10月28日	<p>○お客様から問合せがあり、加給年金額対象者不該当届受付時の確認不足から、不該当年月日の確認を誤り、事実と異なる不該当年月日が記載された加給年金額対象者不該当届を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、届書受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	20,607
84		説明誤り	東京	足立	2007年 11月5日	2019年 7月19日	<p>○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、加給年金額の加算要件を満たすにもかかわらず、加給年金額を加算するための届出の案内が漏れていたため、加給年金額の加算が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時には加給年金額の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	958,193
85			滋賀	草津	2010年 10月21日	2019年 9月30日	<p>○機構本部から連絡があり、加給年金額加算対象者の有無の確認不足から、加給年金額の加算要件を満たすにもかかわらず、加給年金額を加算するための届出の案内が漏れていたため、加給年金額の加算が行われず年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金相談時には加給年金額の加算要件の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	1,914,000
86	再裁定の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2008年 1月25日	2016年 4月1日	<p>○事務センターから連絡があり、年金記録訂正時の確認不足から、年金決定後に被保険者記録の訂正が生じたため、年金の再裁定を行うべきところ、遺族厚生年金のみ再裁定を行い、通算老齢年金については誤って処理不要としたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	17,513,045
87			本部	中央 年金センター	1984年 12月26日	2019年 4月11日	<p>○未支給年金請求時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、記録訂正に伴い遺族年金の再裁定を行った際、年金選択の処理が漏れており、年金の支払いが保留のままとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金選択の処理を行いました。なお、年金は支給停止となるため、未払いはありませんでした。</p> <p>●担当部署において、再裁定処理を行う際の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
88	年金選択の誤り	確認・決定誤り	長野	長野北	2008年 3月31日	2018年 12月27日	<p>○お客様から問合せがあり、厚生年金基金の支給状況の確認不足から、厚生年金基金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、厚生年金基金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	3,043,400
89			東京	武蔵野	1995年 12月1日	2019年 7月2日	<p>○お客様から問合せがあり、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金から老齢基礎年金へ年金選択の変更を行う際に同時に振替加算の支給停止解除を行うべきところ、振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	3,772,116
90			本部	中央 年金センター	2017年 3月27日	2019年 4月2日	<p>○担当部署において確認したところ、年金受給選択申出書処理時の確認不足から、遺族共済年金と旧三共済組合の退職年金との選択処理を正しく行うことができなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、年金選択処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	1,285,220
91			大阪	枚方	2019年 2月18日	2019年 7月30日	<p>○年金相談センターから連絡があり、年金受給状況の確認不足から、年金相談センターにおいてお客様の意向と異なる年金受給選択申出書を受付し処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	18,580
92			本部	中央 年金センター	2011年 3月8日	2019年 9月17日	<p>○年金事務所から連絡があり、年金選択処理時の確認不足から、お客様の申出内容と異なる年金の選択処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	116,954
93			本部	中央 年金センター	2009年 4月27日	2019年 6月11日	<p>○共済組合から連絡があり、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金から老齢基礎年金へ年金選択の変更を行う際に同時に振替加算の支給停止解除を行うべきところ、振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	3,595,276

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
94	年金選択の誤り	説明誤り	京都	中京	2017年 10月20日	2018年 4月18日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が年金選択の説明時に、年金の選択方法によっては厚生年金基金が支給停止となる場合があることを説明しなかったため、お客様の意向とは異なる年金選択が行われ、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	1名	過払い	285,461
95			愛知	豊橋	2018年 10月23日	2019年 2月22日	<p>○企業年金基金から連絡があり、年金相談時の確認不足から、年金選択の説明時に、年金の選択方法によっては企業年金が支給停止となる場合があることを説明しなかったため、お客様の意向とは異なる年金選択が行われ、年金が過払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、複数の年金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	過払い	915,593
96			兵庫	須磨	2019年 4月25日	2019年 7月31日	<p>○機構本部から連絡があり、年金相談時の確認不足から、受給する年金を変更する場合、年金受給選択申出書を提出した時から変更となることについて十分説明しなかったため、年金受給選択申出書の提出が遅れ、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●年金相談センターにおいて、複数の年金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	172,246
97			奈良	奈良	2017年 7月12日	2018年 2月21日	<p>○お客様から問合せがあり、年金選択方法の確認不足から、年金相談センターにおいてお客様に有利となる年金選択方法を誤って説明し、お客様の意向とは異なる年金選択方法の年金受給選択申出書を受付したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●年金相談センターにおいて、複数の年金を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	233,141
98	死亡届の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2018年 2月6日	2019年 7月18日	<p>○他の年金事務所から連絡があり、死亡届の記載内容の確認不足から、他のお客様の基礎年金番号で死亡届の処理を行ったため、他のお客様の年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、死亡届受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	1,121,103
99	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	福岡	久留米	1965年 4月9日	2019年 6月27日	<p>○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金の計算時に金額の計算に用いる支給率を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、脱退手当金の計算時には支給率の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	3,536

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
100	年金決定時の住所登録の誤り	入力誤り	香川	高松広域事務センター	2019年11月5日	2019年11月29日	<p>○お客様から問合せがあり、年金請求書処理時の確認不足から、委託業者が住所の番地の入力を誤ったため、誤った住所が記載された年金証書が送付されていたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。誤った住所が記載された年金証書を回収し、正しい住所を記載した年金証書を送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	1名	なし	0
101	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	新潟	六日町	2019年11月27日	2019年12月10日	<p>○お客様から問合せがあり、機構本部における勸奨状作成時の確認不足から、厚生年金被保険者期間の月数の確認を誤り、振替加算の要件を満たさない方に対し、振替加算の勸奨状を送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。</p> <p>●担当部署において、機構本部へ事象を報告するとともに年金相談時には年金記録の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
102			秋田	本荘	2019年11月12日	2019年11月15日	<p>○担当部署において確認したところ、文書作成時の確認不足から、年金記録訂正及び年金額計算の承諾書に誤って他のお客様の情報を記載し送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。記載内容に誤りのある文書を回収し、正しい記載内容の文書をお客様にお渡ししました。</p> <p>●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
103	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	本部	中央年金センター	2018年3月頃	2018年4月11日	<p>○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足から、委託業者が他のお客様に送付すべき現況届を誤って送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した現況届を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。</p> <p>●委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。</p>	2名	なし	0
104	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	東京	府中	2019年12月2日	2019年12月3日	<p>○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、委託社会保険労務士が他のお客様の受給権者支払記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受給権者支払記録回答票を回収しました。</p> <p>●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。</p>	2名	なし	0
105	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	葛飾	2019年4月11日	2019年8月9日	<p>○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、障害基礎年金の所得状況届書を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	260,033
106		受理後の書類管理誤り	大阪	豊中	2018年10月頃	2019年6月13日	<p>○お客様から問合せがあり、市区町村における書類の管理不足から、年金請求書が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	未払い	308,572

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
107	年金給付関係書類の管理誤り	受理後の書類管理誤り	大阪	東大阪	2019年 7月11日	2019年 10月4日	<p>○お客様から問合せがあり、書類の管理不足から、年金相談センターにおいて障害状態確認届が所在不明となり処理が行われなかったため、年金が差止めとなり未払いとなっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。</p> <p>●年金相談センターにおいて、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	130,016

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT, JR, NTT)（「三共済」）についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際、遺族共済年金の要件及び年金額を確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的に行っている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> ○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> ○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<p>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</p> <p>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</p>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<p>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</p> <p>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</p> <p>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</p>
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	<p>○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。</p> <p>○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。</p> <p>○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。